

## 検針票は見せないで 電気の契約切り替えトラブル

「契約中の**大手電力会社**の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が**安くなる**。電気の**検針票**を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に**署名**し**供給地点特定番号**を書いてしまった。

書面はなく、内容がよく分からないので解約したい」と地域の高齢者から民生委員の私に相談があった。どう対応したらよいか。

(当事者：70歳代 男性)



### ひとつと助言

- 電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。
- 大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- 電力会社などは、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。
- クーリング・オフができる場合もあります。  
困ったときは、すぐに八王子市消費生活センター☎ 042-631-5455、  
消費者ホットライン☎188、または経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の  
相談窓口（☎03-3501-5725）にご相談ください。

(国民生活センターホームページより一部引用)

# 5月は消費者月間

考えよう!大人になるとできること、気を付けること  
～18歳から大人に～



※「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

(消費者庁ホームページより一部引用)

18歳、19歳が狙われています!!～経験の浅い若者に多いトラブル、気を付けましょう～

## トラブル事例【お試しで購入したら定期購入だった/ネット通販】

スマホで動画配信サイトを見ていたら、通常約4,000円の「脱毛クリームお試し1本無料」という広告を見つけた。3本頼むと1,000円だと書いてあったので、得だと思い注文したら、翌月も同じものが3本届き、1万数千円の定価での請求書が同封されていた。よく見ると、4回以上の購入が必要な定期購入だと分かった。学生であり高額で支払えないので解約したい。(19歳男性)

### 【アドバイス】

「お試し〇〇円」「初回無料」等の広告の多くは、2回目以降複数回、定額で購入する必要がある「定期購入」なので気を付けましょう。通信販売は、クーリング・オフが適用されません。その代わりに、支払方法や解約条件、返品条件を記載しなければならないと定められています。購入時には条件等をしっかり確認することが大切です。

また、ネット通販では、「偽サイト」等で代金を払わせて商品を送らなかつたり、偽物を送る等の悪質な被害も発生しています。通信販売で商品やサービスの契約をするときは、値段だけを見るのではなく、支払方法が複数あり、クレジットカード等代金後払いが選択できるか返品や解約の条件がどうなっているかをきちんと確認し、自らも被害防止に努めましょう。

(東京暮らしWEBホームページより一部引用)

＼ お困りの際は、まずご相談ください ／

## 八王子市消費生活センター



相談専用電話：☎ 042-631-5455

月～土曜日の午前9時～午後4時30分(祝・休日、年末年始を除く)

\*年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎ 188でご相談(午前10時～午後4時)を受け付けています。

- \*相談は無料、秘密は守られます。
- \*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
- \*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階  
電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

### 八王子市公式LINEアカウント

スマートフォンやタブレットにあなたに役立つ情報がいち早く届きます。友だち追加は右の二次元コードから!

